

荷姿ルール 変更点の説明

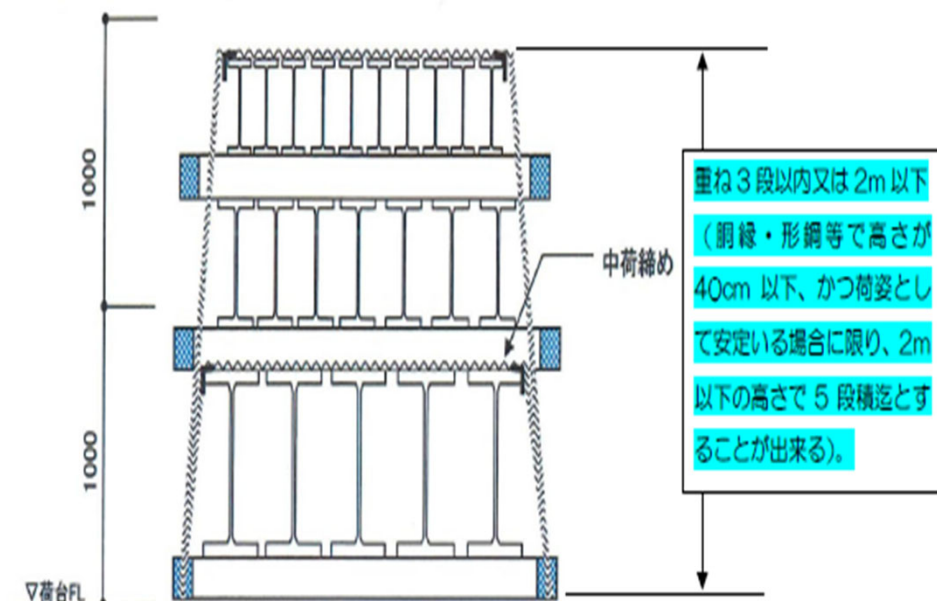
荷姿ルールの最新版は協力会社様向けHPよりダウンロード可能です。
<https://www.nst-sumisys.co.jp/supplier/>



荷姿ルール 6ページ

荷姿ルール 14ページ

6. 段重ね横荷については、トラック荷台高さから1m以内毎に中荷締めを行う。
 (段重ねは、3段以内(高さ2m以内)を推奨。)



3. 輸送荷姿基準まとめ

管理項目	No.	基準
りん木	1	りん木の端部の余長は50mm以上
	2	りん木の割れ、欠け、腐食、曲がりが基準以内
	3	りん木の断面寸法は、□-75mm以上
	4	りん木の設置位置が崩れていること
高さ調節/押さえりん木	5	調整用りん木の割れ、欠け、腐食が基準以内
	6	事前に準備したものを使用すること
荷締め用りん木	7	荷締め用りん木の割れ、欠け、腐食が基準以内
角当て	8	製品に直接ワイヤを掛けないこと
台付ワイヤ	9	2箇所以上固定すること
	10	摩耗、ミツ、錆び等がないこと
	11	段重ね横荷は1m以内毎に1箇所以上中締めすること
荷締め機	12	正常に機能すること
	13	車幅よりはみ出していないこと
スラックショ	14	規定された箇所に設置していること(ノーラー)
荷姿	15	オーバーハング(逆バミッド型)でないこと
	16	プレートとの接触や重なり等で不安定な状態がないこと
	17	過積載でないこと
	18	積載寸法は許可限度内
	19	車両よりはみ出した荷に危険表示があること
	20	横荷の高さは荷台床から2m以内であること (横荷が安定している状態であれば作業床から2m以内、最大5段までとすること)
	21	製品や部品に破損、傷、曲がりがないこと
車両	22	油漏れ、ワイヤの摩耗等の不良がないこと

荷姿ルール 変更点の説明

荷姿ルールの最新版は協力会社様向けHPよりダウンロード可能です。
<https://www.nst-sumisys.co.jp/supplier/>



荷姿ルール 17ページ

4-1 積み込み作業時に守るべき事項 <鉄骨製作工場から運行管理会社(乗務員)>

積み込み作業指揮者(鉄骨製作工場)は、乗務員に、下記 1～12 までの項目を遵守させ、積み込み作業前に確認を行い、積み込み作業中も積み込み作業指揮者の指示に従わせること。

確認事項の抜粋は「積み込み作業指示書」を発行し、乗務員に伝達すること。

1. 車両の点検(タイヤの摩耗、荷台の損傷など)がなされ、不良箇所がないこと。
2. 積み込み道具の点検(リヤ、チェーン、スリッパ、荷締め機など)がなされ、不良がないこと。
3. 安全保護具を着用すること。ヘルメットは堅固時保護用とし、あご紐を締め、安全靴、作業服を正しく着用のこと。
4. 指定された積み込み場所に停車させ、輪止めを行い、積み込み(荷締め)スリッパ等を使用すること。
5. 車両と積み込み(荷締め)スリッパの間隔は、作業者が落下しないような幅に注意して停車させること。
(移動式スリッパは、停車後に移動させること。20cm 以内になるようにするのが望ましい)
6. 外での積み込みの際は、りん木の外後、スリッパ等安全な場所に退避すること。
7. リヤ積み込みの際は、りん木の外後、安全な場所に退避し、リヤの反対側(正面)には立ち入らないこと。
8. 荷台上から 2m を超える高所作業の際は、昇降設備・堅固防止設備を使用すること。
9. やむをえず、荷の上に上るときは、上記と同様に堅固防止の設備を使用し、絶対に荷の側面から登り降りをしていないこと。
10. 荷締め作業は、積み込み作業指揮者の指示に従い、しっかりと荷が固定されていることを確認すること。
11. 積載重量計測を行い、過積載がないことを確認すること。
12. 積み込み作業指揮者の積み込み完了の確認(下記 4-2 項)を受け、積み込み完了とする。

4-2 積み込み荷姿の確認

積み込み作業中又は、作業完了後には、本基準通りに積み込みが実施され、輸送の荷姿が安全であることの確認を行うこと。

確認事項は「荷姿チェック表」に基づき点検を実施し、乗務員は「荷姿チェック表」の記入を現場へ持参すること。
現場にて提出する「荷姿チェック表」は、積み込み出荷責任者・乗務員の捺印又はサインをしたものとする。

1. 積み込み前チェック(目視点検)
2. 荷姿チェック(目視・触手点検)
3. 積載重量の確認(積み込みをした鋼材から総重量を計算、最大積載重量×0.8 以内)

荷姿ルール 19ページ

6. 荷卸し基準

6-1 荷卸し時の乗務員に遵守させる事項

鉄骨製作工場担当者は、乗務員に下記 1～10 までの項目を遵守させ、乗務前に確認を行うこと。

1. 当社工事管理担当者・現場誘導員に従い、指定された場所へ入場すること。
2. 入場時は必ず当社工事管理担当者又は、現場事務所に「納品書」・「荷姿チェック表」を提示の上、入場報告のこと。
3. 安全保護具は、必ず持参すること。ヘルメットは堅固時保護用とし、あご紐を締め、安全靴、長袖作業服を正しく着用のこと。
4. 現場内の立ち入り禁止場所や、関係ない場所には、許可なく勝手に立ち入らないこと。
5. 玉掛け作業は、必ず手配は絶対に必要のこと。
6. 荷卸し作業中は、立ち入り禁止区域(作業範囲)外で待機すること。
(荷卸し作業中の運転席内での待機は禁止する)
7. りん木、リヤ、スリッパ、スリッパ、荷締め機の片付けは、すべての荷が荷卸し完了するまで、実施しないこと。
8. 荷卸しが完了後に、荷締め機、りん木の片付けを速やかに行い、当社工事管理担当者・現場誘導員に従い退場すること。また、片付けのために荷台への昇降がある場合は、現場にて準備されている昇降設備(立ち馬・ラダー)を使用すること。
9. 体調が悪いとき、仕事に集中できないことがある場合は、早めに当社工事管理担当者に申し出て指示を仰ぐこと。
10. 喫煙・トイレは、決められた場所以外では禁止とすること。

6-2 荷卸し時の当社工事管理担当者・現場作業員に遵守させる事項

1. 当社工事管理担当者は、作業前に「特定作業計画書」を作成し、作業前に作業員全員と作業前打ち合わせ(搬入予定材料の確認・作業手順の確認・安全確認準備・安全通路確認・リヤの点検)を行うこと。
2. 作業前に、当社工事管理担当者・鉄骨組立作業主任者・玉掛け作業主任者と、作業に使用するリヤ・治具の点検をすること。
3. 現場作業員(玉掛け作業主任者)は、荷解き前に荷姿を確認し、荷崩れの危険性がないか確認をすること。危険と判断した場合は、速やかに当社工事管理担当者へ報告をすること。
4. 荷台の昇降は、現場にて準備されている昇降設備(立ち馬・ラダー)を準備・使用すること。
5. 荷台での作業が地上高 2m を超える場合には、トラッカークラップ等の堅固防止設備を準備・使用すること。
6. 職長・玉掛け者・巡回者・監視者、それぞれの役割をヘルパンドで見える化を実施すること。
7. 玉掛け作業は、3・3・3運動(30cm 地切、3秒停止、3m 離れ)を基本とすること。
8. 吊荷の下に作業員が入らないよう、監視者は警戒範囲を使用して人払いを徹底すること。
9. 当社工事管理担当者・鉄骨組立作業主任者(職長)は、荷卸し作業に不安全な状態が無いように完全監視をすること。

荷姿ルール 変更点の説明

荷姿ルールの最新版は協力会社様向けHPよりダウンロード可能です。
<https://www.nst-sumisys.co.jp/supplier/>



荷姿ルール 17ページ

4-1 積み込み作業時に守るべき事項 <鉄骨製作工場から運行管理会社(乗務員)>

積み込み作業指揮者(鉄骨製作工場)は、乗務員に、下記 1～12 までの項目を遵守させ、積み込み作業前に確認を行い、積み込み作業中も積み込み作業指揮者の指示に従わせること。

確認事項の抜粋は「積み込み作業指示書」を発行し、乗務員に伝達すること。

1. 車両の点検(タイヤの摩耗、荷台の損傷など)がなされ、不良箇所がないこと。
2. 積み込み道具の点検(リヤ、チェーン、スリッパ、荷締め機など)がなされ、不良がないこと。
3. 安全保護具を着用すること。ヘルメットは堅固時保護用とし、あご紐を締め、安全靴、作業服を正しく着用のこと。
4. 指定された積み込み場所に停車させ、輪止めを行い、積み込み(荷締め)スリッパ等を使用すること。
5. 車両と積み込み(荷締め)スリッパの間隔は、作業者が落下しないような幅に注意して停車させること。
(移動式スリッパは、停車後に移動させること。20cm 以内になるようにするのが望ましい)
6. 外での積み込みの際は、りん木の外後、スリッパ等安全な場所に退避すること。
7. リヤ積み込みの際は、りん木の外後、安全な場所に退避し、リヤの反対側(正面)には立ち入らないこと。
8. 荷台上から 2m を超える高所作業の際は、昇降設備・堅固防止設備を使用すること。
9. やむをえず、荷の上に上るときは、上記と同様に堅固防止の設備を使用し、絶対に荷の側面から登り降りをしていないこと。
10. 荷締め作業は、積み込み作業指揮者の指示に従い、しっかりと荷が固定されていることを確認すること。
11. 積載重量計測を行い、過積載がないことを確認すること。
12. 積み込み作業指揮者の積み込み完了の確認(下記 4-2 項)を受け、積み込み完了とする。

4-2 積み込み荷姿の確認

積み込み作業中又は、作業完了後には、本基準通りに積み込みが実施され、輸送の荷姿が安全であることの確認を行うこと。

確認事項は「荷姿チェック表」に基づき点検を実施し、乗務員は「荷姿チェック表」の記入を現場へ持参すること。
現場にて提出する「荷姿チェック表」は、積み込み出荷責任者・乗務員の捺印又はサインをしたものとする。

1. 積み込み前チェック(目視点検)
2. 荷姿チェック(目視・触手点検)
3. 積載重量の確認(積み込みをした鋼材から総重量を計算、最大積載重量×0.8 以内)

荷姿ルール 19ページ

6. 荷卸し基準

6-1 荷卸し時の乗務員に遵守させる事項

鉄骨製作工場担当者は、乗務員に下記 1～10 までの項目を遵守させ、乗務前に確認を行うこと。

1. 当社工事管理担当者・現場誘導員に従い、指定された場所へ入場すること。
2. 入場時は必ず当社工事管理担当者又は、現場事務所に「納品書」・「荷姿チェック表」を提示の上、入場報告のこと。
3. 安全保護具は、必ず持参すること。ヘルメットは堅固時保護用とし、あご紐を締め、安全靴、長袖作業服を正しく着用のこと。
4. 現場内の立ち入り禁止場所や、関係ない場所には、許可なく勝手に立ち入らないこと。
5. 玉掛け作業は、必ず手配は絶対に必要のこと。
6. 荷卸し作業中は、立ち入り禁止区域(作業範囲)外で待機すること。
(荷卸し作業中の運転席内での待機は禁止する)
7. りん木、リヤ、スリッパ、スリッパ、荷締め機の片付けは、すべての荷が荷卸し完了するまで、実施しないこと。
8. 荷卸しが完了後に、荷締め機、りん木の片付けを速やかに行い、当社工事管理担当者・現場誘導員に従い退場すること。また、片付けのために荷台への昇降がある場合は、現場にて準備されている昇降設備(立ち馬・ラダー)を使用すること。
9. 体調が悪いとき、仕事に集中できないことがある場合は、早めに当社工事管理担当者に申し出て指示を仰ぐこと。
10. 喫煙・トイレは、決められた場所以外では禁止とすること。

6-2 荷卸し時の当社工事管理担当者・現場作業員に遵守させる事項

1. 当社工事管理担当者は、作業前に「特定作業計画書」を作成し、作業前に作業員全員と作業前打ち合わせ(搬入予定材料の確認・作業手順の確認・安全確認準備・安全通路確認・リヤの点検)を行うこと。
2. 作業前に、当社工事管理担当者・鉄骨組立作業主任者・玉掛け作業主任者と、作業に使用するリヤ・治具の点検をすること。
3. 現場作業員(玉掛け作業主任者)は、荷解き前に荷姿を確認し、荷崩れの危険性がないか確認をすること。危険と判断した場合は、速やかに当社工事管理担当者へ報告をすること。
4. 荷台の昇降は、現場にて準備されている昇降設備(立ち馬・ラダー)を準備・使用すること。
5. 荷台での作業が地上高 2m を超える場合には、トラッキング等の堅固防止設備を準備・使用すること。
6. 職長・玉掛け者・巡回者・監視者、それぞれの役割をヘルパンドで見える化を実施すること。
7. 玉掛け作業は、3・3・3運動(30cm 地切、3秒停止、3m 離れ)を基本とすること。
8. 吊荷の下に作業員が入らないよう、監視者は警戒範囲を使用して人払いを徹底すること。
9. 当社工事管理担当者・鉄骨組立作業主任者(職長)は、荷卸し作業に不安全な状態が無いように完全監視をすること。

荷姿ルール 変更点の説明

荷姿ルールの最新版は協力会社様向けHPよりダウンロード可能です。
<https://www.nst-sumisys.co.jp/supplier/>



荷姿ルール 21ページ

※添付資料「荷姿チェック表」

搬入予定日 年 月 日

現場名: _____

製作工場名: _____ 積込作業責任者名: _____

運送会社名: _____ 運転手名: _____

管理項目	No.	基 準	確認
りん木	1	りん木の端部の余長は50mm以上	
	2	りん木の割れ、欠け、腐食、曲がり基準以内	
	3	りん木の断面寸法は、□-75mm以上	
	4	りん木の設置位置が揃っていること	
高さ調節/押さえりん木	5	調整用りん木の割れ、欠け、腐食が基準以内	
荷締め用りん木	6	事前に準備したものを使用すること	
角当て	7	荷締め用りん木の割れ、欠け、腐食が基準以内	
	8	製品に直接の作業を掛けないこと	
台付ワイヤ	9	2箇所以上固定すること	
	10	摩耗、むき、錆び等がないこと	
	11	段重ね積荷は1m以内毎に1箇所以上中締めすること	
荷締め機	12	正常に機能すること	
	13	破損箇所が無いことを確認すること	
	14	車幅よりはみ出していないこと	
積み方	15	規定された箇所に設置していること（トレー）	
	16	オバーハング（逆V型）でないこと	
	17	プレートの接触や重なり等で不安定な状態がないこと	
	18	過積載でないこと	
	19	積載寸法は許可限度内	
	20	車両よりはみ出した箇所に危険表示があること	
	21	積荷の高さは荷台床から2m以内であること （積荷が安定している状態であれば作業床から2m以内、最大5段までとする）	
製品	22	製品や部品に破損、傷、曲がりがないこと	
車両	23	油漏れ、タイヤの摩耗等の不良がないこと	
	24	車止めの準備をしていること	

鋼 材 種 類	数量	重量

荷姿チェック表のNo21.
項目基準を6ページの内容に沿った表現に改定

■協力会社の皆様へのお願い

輸送中の荷崩れによる事故の発生や、現場における荷降ろし作業中の災害発生の防止を目的とした取り組みです。

積荷の関係上、ルール通りの荷姿にする事が困難な場合は、必ず工事担当者へ事前に連絡をして、事情を説明し、了承を得るようにして下さい。

また、荷姿チェック表による荷姿の確認とチェック表の提出も徹底頂けますように、宜しくお願い申し上げます。